

○松戸市総合教育会議規程

平成27年3月31日

松戸市訓令甲第3号

(設置)

第1条 市長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、第3条に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を置く。

(構成員)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長
- (2) 教育委員会

(所掌)

第3条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定める大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(付議)

第5条 総合教育会議に付議すべき事案は、第9条に規定する連絡調整会議で協議の上、資料を添えて総合教育会議の1週間前までに構成員に配布する。

2 市長が急を要すると認める事案は、前項の規定によらず総合教育会議に付議することができる。

(意見の聴取)

第6条 総合教育会議は、第3条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(結果の尊重)

第8条 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(連絡調整会議)

第9条 総合教育会議の円滑な審議を図るため、連絡調整会議を置く。

2 連絡調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 総合政策部

(2) 生涯学習部長

(3) 政策推進課長

(4) 教育企画課長

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が指名する者

3 連絡調整会議に会長を置き、総合政策部長をもってこれに充てる。

4 会長は、連絡調整会議の事務を掌理する。

5 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 連絡調整会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

7 会長は、必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の者に対し、連絡調整会議に同席を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか連絡調整会議に関し必要な事項は、別に定める。
(庶務)

第10条 総合教育会議及び連絡調整会議の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。